

鹿児島市指定介護老人福祉施設等入所指針

1. 目的

この指針は、指定介護老人福祉施設及び指定地域密着型介護老人福祉施設（以下「施設」という。）の入所に関する基準を明示することにより、入所決定過程の透明性・公平性を確保するとともに、施設入所の円滑な実施に資することを目的とする。

2. 入所の申込み

(1) 申込方法

入所の申込みは、施設の所定の入所申込書により行うものとする。

(2) 受付簿の管理

- ① 入所申込書を受理した場合は、受付簿にその内容を記載して管理しなければならない。また、辞退や削除等の事由が生じた場合はその内容を記録しなければならない。
- ② 施設長は、受付時に入所申込者又は家族等に対して、入所申込者の心身の状況及び介護者の介護力等が、入所申込時又はその後の状況変更届出時に比較して大きく変化した場合は、施設に必ず届け出るよう説明するものとする。

3. 入所判定対象者の選定

(1) 入所判定対象者

入所判定の対象となる者は、入所申込者のうち、要介護3から要介護5までの要介護者及び、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があることによる要介護1又は2の方の特例的な施設への入所（以下「特例入所」という。）が認められる者とする。

(2) 特例入所

特例入所の要件に該当することの判定に際しては、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があることに関し、次の事情を十分に考慮すること。また、地域の実情等を踏まえ、必要と認める事情があれば、それも考慮するものとする。

- ① 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること
- ② 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動

や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること

- ③ 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること
- ④ 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること

(3) 要介護1又は2の方の入所申込みの手続きについて

- ① 施設は、入所申込みの書類に、特列入所の要件を具体的に記載した上で、その内容を申込者側に丁寧に説明し、申込者側に特列入所の要件への該当に関する申込者側の考えを記載してもらうこと。
- ② 申込者側から特列入所の要件に該当している旨の申立てがある場合には、入所申込みを受け付けない取扱いは認めないこととする。(特列入所の要件に該当している旨の申立てがない者からの入所申込みに関する取扱いについては、各施設に委ねる。)
- ③ 入所判定が行われるまでの間に施設と入所申込者の介護保険の保険者である市町村(以下「市町村」という。)との間で情報の共有等を行うものとする。なお、施設と市町村との間での必要な情報共有等が行われるのであれば、次の取扱いと異なる手続きとすることを妨げるものではない。
 - ア 特列入所の要件に該当する旨の入所申込みを受けた場合において、施設は、市町村に対して報告を行うとともに、当該入所申込者が特列入所対象者に該当するか否かを判断するに当たって適宜その意見を求める。
 - イ アの求めを受けた場合において、市町村は、地域の居宅サービスや生活支援などの提供体制に関する状況や、担当の介護支援専門員からの居宅における生活の困難度の聴取の内容なども踏まえ、施設に対して適宜意見を表明できるものとする。
 - ウ 下記4.の入所申込者の入所順位を決定するための入所検討委員会においては、必要に応じて「介護の必要の程度」や「家族の状況」等について、改めて市町村に意見を求めることが望ましい。

4. 入所検討委員会

- (1) 施設長は、入所の決定に係る事務を処理するために合議制の委員会又は会議(以下「入所検討委員会」という。)を設置しなければならない。
- (2) 入所検討委員会は、施設長、生活相談員、介護職員、看護職員及び介護支援専門員等で構成する。

なお、入所検討委員会には施設職員以外の者(当該法人の評議員のうち地

域の代表者、苦情解決のための第三者委員、地域の民生委員等）を加えるものとする。

- (3) 入所検討委員会は、必要に応じて施設長が召集し、開催するものとする。
- (4) 入所検討委員会は、入所選考者名簿（以下「選考者名簿」という。）を調製するとともに、これに基づいて入所の決定を行う。
- (5) 入所検討委員会は、審議の内容（3－（3）－③ーイ及びウの保険者市町村の意見を含む。）を記録し、その議事録を5年間保管しなければならない。

5. 選考者名簿の調製

(1) 調製方法

選考者名簿は、別表「入所の必要性の高さを判断する基準」に基づく評価で、上位の者から登載する。

(2) 調製時期

選考者名簿は、入所検討委員会の開催に合わせて、その都度調製する。

6. 特別な理由による入所

次に掲げる場合においては、入所検討委員会の審議によらず、施設長の判断により入所を決定することができる。この場合、施設長は直近の検討委員会に入所の経緯を報告するとともに、入所決定の理由を記録し、これを5年間保管しなければならない。

- (1) 災害や事故等により、入所検討委員会を召集する余裕がないとき
- (2) 老人福祉法に定める措置委託によるとき

7. 辞退者の取扱い

入所の意思を確認したにも関わらず、入所申込者の都合により一時辞退があった場合は、順位を繰り下げ、再度の辞退があった場合は受付簿から削除することができる。

8. 適正運用

- (1) 施設長は、この指針に基づき、適正に入所の決定を行うものとする。
- (2) 市は、この指針の適正な運用について、施設に対し必要な助言を行うものとする。
- (3) 鹿児島市内に所在する施設においては、市の指針を適用するものとする。
- (4) この指針は、令和6年4月1日から適用するものとする。